

## 自治推進に関する取組について

### 1. 中学校における自治基本条例紹介リーフレットの活用

中学3年生の社会科公民の授業（例：地方自治の学習）において、丸亀市自治基本条例を活用していただくよう丸亀市中学校研究大会（社会科部会）にて依頼し、リーフレット等の資料を紹介しました。

また、社会科教員を対象に活用の有無や取り上げ方などを把握するためのアンケートを実施したところ、7割の教員の方が本条例を授業で取り上げていただき、リーフレット等の資料が生徒の理解の役に立ったと答えてくださいました（資料4-1）。一方で、中学生が市民参画について考える際に、丸亀市の課題等が分かる資料があった方がより理解が深まるという意見もあり、今後の資料作成の際の参考にいたします。



授業の様子（広報まるがめ1月号掲載）

### 2. 自治基本条例紹介の広報について

令和6年5月に、市内コミュニティと自治会連合協議会、また自治会長850名にリーフレットを送付し、自治会回覧を実施しました。

8月25日には、生涯学習センターにて行われたコミュニティ・自治会長研修会において、参加された市内の自治会長等206名に自治基本条例紹介リーフレットを配布いたしました。また、市役所市民課の窓口においても、市外からの転入者に対し、リーフレットの配布を継続して取り組んでおります。

広報まるがめ9月号に、自治会加入促進と協働の啓発記事を掲載した際、自治基本条例についての記載もして周知を図りました（資料4-2）。

さらに、市のホームページを親しみやすいイラストを取り入れるなどし、丸亀市の公式LINEを活用してホームページへ案内をする等試みました。

